

支部長研修定例会議事録 2010.07.10

議題1. 芙蓉会について

- 平成22年6月末日をもって芙蓉会の全権限を渋川支部(太田)が引き継ぐ
- 清水理事長は名誉理事という扱いになり芙蓉会の管理運営から離れる
- 6月までの清水歌子名義の借入れ金は全額寄付とし返済義務は免除される
- 登録事務所は渋川支部へ移し今後の会議は県庁で行えるよう調整中

議題2. 福祉研究会の件

昨年度後半より活動を開始したその他の事業(福祉研究会)は、一旦全ての活動を停止し、今後はブライダル事業のみで運営できるようシステムを見直す。

尚、今までの福祉研究会で行おうとしていた事業は、本業であるブライダル事業を大きく超える利益又は損益を生んでしまうおそれがあり、本来である非営利活動の趣旨を逸脱する行為であるばかりか、税務署への届け出が必要な行為に当たるため、今後このような事業は一切おこなわないものとします。

議題3. 22年度行事予定

8月	7日	カラオケ(50歳代限定)
9月	11日	食事会(30~45歳)
10月	24日	お見合いパーティー in 笠懸
11月	13日	カラオケ(30~45歳)
12月	18日	クリスマスパーティー
1月	15日	食事会
2月	12日	バレンタインパーティー
3月	12日	ホワイトデーパーティー

—NPO法人とは—

生身の人間以外で法律上の権利義務の主体となることが認められたもの。法が認める「人」。学校法人・宗教法人・会社も法人。NPO法で定められた要件を満たして認証されると、「特定非営利活動法人」という法人格を取得することができます。

—法人格を貰うと何ができるのか—

通常のボランティア団体とNPO法人とではどこに違いがあるのか?それは団体として次のことが可能になることです。不動産の登記・銀行口座の開設・各種契約の締結など。つまり、団体名がいわば会の代表者として扱われるようになるわけです。これが法の上の人格・「法人格」ということなのです。

又、法人格を取得するという事は、逆に法に定められた義務や制約も同時に負うこととなります。情報公開の義務・国税と地方税・総会の開催・決算書の提出など・。